



熊本県公報

第 1 2 1 9 9 号

平成 25 年 3 月 22 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事課) 2
告 示	
○指定居宅サービス事業者等の指定の更新	(高齢者支援課) 2
○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃) 7
○熊本県土地利用基本計画の変更	(地域振興課) 22
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) 22
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定	(社会福祉課) 36
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更	(〃) 36
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	(〃) 37
○道路の供用開始	(道路保全課) 37
○道路の供用開始	(〃) 38
○道路の供用開始	(〃) 38
○道路の供用開始	(〃) 38
○道路の供用開始	(〃) 38
○道路の供用開始	(〃) 39
○道路の供用開始	(〃) 39
○道路の供用開始	(〃) 39
公 告	
○道路の位置の指定	(建築課) 40
○宅地建物取引業法に基づく監督処分	(〃) 40
○平成 25 年二級建築士試験の試験場所の変更	(〃) 40
○平成 25 年木造建築士試験の試験場所の変更	(〃) 40
○指定事務所登録機関の名称の変更	(〃) 41
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村の意見	(商工振興金融課) 41
○地方卸売市場における卸売業務廃止届	(流通企画課) 41
○公的個人認証サービスに係る情報提供手数料の額の公告	(情報企画課) 41
○公的個人認証サービスの電子証明書発行手数料の額の公告	(〃) 42
○公共測量の実施	(監理課) 43
○基本測量の終了	(〃) 43
○争議行為予告	(労働雇用課) 43
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課) 43
○県営土地改良事業計画	(〃) 44
○県営土地改良事業計画	(〃) 44
○県営土地改良事業計画	(〃) 44
○県営土地改良事業計画	(〃) 44
○県営土地改良事業計画	(〃) 45
○県営土地改良事業計画	(〃) 45
○県営土地改良事業計画	(〃) 45
○県営土地改良事業計画	(〃) 45
○県営土地改良事業計画	(〃) 45
○県営土地改良事業計画	(〃) 46
○県営土地改良事業計画	(〃) 46
○指定確認検査機関の名称の変更	(建築課) 46
○指定構造適合性判定機関の名称の変更	(〃) 46

- 国土調査成果の認証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (農地整備課) 47
- 球磨川地域森林計画の樹立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (森林整備課) 47
- 平成24年度白川・菊池川地域森林計画の変更・・・・・・・・・・・・・・ (//) 47
- 平成24年度緑川地域森林計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 47
- 平成24年度天草地域森林計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 48
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見・・・・・・・・・・・・・・・・ (商工振興金融課) 48
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (//) 48
- 登 載 依 頼
- 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程・・・・・・・・ (人事委員会) 50

規 則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第2号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年熊本県規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第1号左欄中「別表第10号(6)」を「別表第11号(6)」に改め、同表第4号左欄中「別表第50号(3)」を「別表第51号(3)」に改め、同表第5号左欄中「別表第58号(2)」を「別表第59号(2)」に改め、同表第6号左欄中「別表第61号」を「別表第62号」に改め、同表第7号左欄中「別表第63号(3)」を「別表第64号(3)」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「別表第14号」を「別表第15号」に改める。

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第255号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文、第46条第1項及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により公示する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービスの種類	申請者名称	事業所名称	事業所所在地	指定更新年月日
訪問看護	有限会社みやざき介護センター	訪問看護ステーションみやざき	熊本県水俣市古城一丁目4番22号	平成25年6月6日
訪問介護	南関町	南関町延寿荘訪問介護事業所	熊本県玉名郡南関町上長田616番地1	平成25年7月1日
訪問介護	社会福祉法人 代医会	八祥苑訪問介護事業所	熊本県八代郡氷川町早尾1097番地	平成25年5月1日
訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターおきな笑ほたる	熊本県宇城市豊野町糸石3896-1	平成25年4月3日
訪問介護	熊本宇城農業協同組合	JAうきうき福祉サービス事業所	熊本県宇城市不知火町高良1851番地の4	平成25年6月1日
訪問介護	社会福祉法人人吉市社会福祉事業団	人吉市社会福祉事業団	熊本県人吉市蟹作町字西中通211番地1	平成25年4月2日
訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターおきな木浜松	熊本県水俣市浜松町3-17	平成25年7月1日
訪問介護	NPO法人重宝会	ヘルパーセンターはまかぜ	熊本県天草市倉岳町宮田269番地1	平成25年6月4日
訪問リハビリテーション	球磨郡公立多良木病院企業団	老人保健施設 シルバーエイト	熊本県球磨郡多良木町多良木4210	平成25年6月15日

通所介護	株式会社HLC	デイサービスサン・フレンズ黒石	熊本県合志市須屋2696番地39	平成25年7月1日
通所介護	医療法人社団 聖和会	デイサービスハルコスモス	熊本県玉名郡長洲町宮野2775番地	平成25年5月1日
通所介護	株式会社ティー・シー・エス	ケアプロ21やつしろ	熊本県八代市田中北町7号1番	平成25年5月1日
通所介護	社会福祉法人八代愛育会	デイサービスセンターキャッスル八代	熊本県八代市本町1丁目10番41号	平成25年7月1日
通所介護	NPO法人重宝会	デイサービスセンターはまかぜ菫館	熊本県天草市倉岳町宮田269番地1	平成25年6月8日
居宅介護支援	医療法人菅村会	大橋通	熊本県山鹿市大橋通705番地	平成25年5月14日
居宅介護支援	有限会社ふれあい松川	ふれあい・菊水西	熊本県玉名郡和水町長小田334番地	平成25年4月12日
居宅介護支援	有限会社ほっとふぁみりい	ほっとふぁみりい居宅介護支援事業所	熊本県上益城郡益城町宮園664番地1	平成25年5月1日
居宅介護支援	熊本宇城農業協同組合	JAうきうき居宅介護支援事業所	熊本県宇城市不知火町高良1851番地の4	平成25年6月1日
居宅介護支援	NPO法人笑顔やっちょ	ケアプランセンター笑顔やっちょ	熊本県八代市竹原町2060番地1	平成25年4月26日
居宅介護支援	NPO法人健寿会	ケアプランセンター虹の木	熊本県天草市久玉町1987番地1	平成25年7月1日
居宅介護支援	株式会社なごみ	居宅支援事業所なごみ	熊本県天草市河浦町宮野河内255番地	平成25年5月23日
介護予防訪問看護	有限会社みやざき介護センター	訪問看護ステーションみやざき	熊本県水俣市古城一丁目4番22号	平成25年6月6日
介護予防訪問介護	南関町	南関町延寿荘訪問介護事業所	熊本県玉名郡南関町上長田616番地1	平成25年7月1日
介護予防訪問介護	社会福祉法人 代医会	八祥苑訪問介護事業所	熊本県八代郡水川町早尾1097番地	平成25年5月1日
介護予防訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター笑ほたる	熊本県宇城市豊野町糸石3896-1	平成25年4月3日
介護予防訪問介護	熊本宇城農業協同組合	JAうきうき福祉サービス事業所	熊本県宇城市不知火町高良1851番地の4	平成25年6月1日
介護予防訪問介護	社会福祉法人人吉市社会福祉事業団	人吉市社会福祉事業団	熊本県人吉市蟹作町字西中通211番地1	平成25年4月2日
介護予防訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターおおきな木浜松	熊本県水俣市浜松町3-17	平成25年7月1日
介護予防訪問介護	NPO法人重宝会	ヘルパーセンターはまかぜ	熊本県天草市倉岳町宮田269番地1	平成25年6月4日
介護予防訪問リハビリテーション	球磨郡公立多良木病院企業団	老人保健施設 シルバーエイト	熊本県球磨郡多良木町多良木4210	平成25年6月15日
介護予防通所介護	株式会社HLC	デイサービスサン・フレンズ黒石	熊本県合志市須屋2696番地39	平成25年7月1日
介護予防通所介護	医療法人社団 聖和会	デイサービスハルコスモス	熊本県玉名郡長洲町宮野2775番地	平成25年5月1日
介護予防通所介護	株式会社ティー・シー・エス	ケアプロ21やつしろ	熊本県八代市田中北町7号1番	平成25年5月1日
介護予防通所介護	社会福祉法人八代愛育会	デイサービスセンターキャッスル八代	熊本県八代市本町1丁目10番41号	平成25年7月1日
介護予防通所介護	NPO法人重宝会	デイサービスセンターはまかぜ菫館	熊本県天草市倉岳町宮田269番地1	平成25年6月8日

熊本県告示第256号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次の保安林の指定を解除する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡産山村大字田代字蓬原771番21・771番78（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第257号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 甲佐町

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山出1（444-1-015）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古閑1（444-1-016）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
辺場1（444-1-017）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
辺場2-1（444-1-018-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城

- (5) ア 地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 辺場 2-2 (444-1-018-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 辺場 2-3 (444-1-018-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 辺場 3 (444-1-019)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 古閑 3 (444-1-052)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 古閑 5 (444-1-053)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 山出 2 (444-2-031)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山出 3 (4 4 4 - 2 - 0 3 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山出 4 (4 4 4 - 2 - 0 3 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山出 5 (4 4 4 - 2 - 0 3 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山出 6 (4 4 4 - 2 - 0 3 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城
地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
古閑 2 (4 4 4 - 2 - 0 3 6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
古閑 4 (4 4 4 - 2 - 0 9 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
古閑 4 (4 4 4 - 2 - 0 9 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上益城郡甲佐町白旗
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び上益城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 5 8 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 荒尾市

- (1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
東貞夫 - 1 (2 0 4 - 1 - 0 0 9 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
荒尾市荒尾
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
東貞夫 - 2 (2 0 4 - 1 - 0 0 9 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
荒尾市荒尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
東貞夫 - 3 (2 0 4 - 1 - 0 0 9 - 3)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
荒尾市荒尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下川後田 1 (204-1-010)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
荒尾市荒尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下川後田 2-1 (204-1-004 (人)-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
荒尾市荒尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下川後田 2-2 (204-1-004 (人)-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
荒尾市荒尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
下川後田 3 (204-1-005 (人))
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
荒尾市荒尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
荒尾大谷 (204-2-023)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
荒尾市荒尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

2 玉名市

(1)

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 オ 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

岡 1 (206-1-015)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市玉名

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(2)

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

岡 3 (206-1-017)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市玉名

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(3)

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

岡 (206-1-011)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市玉名

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(4)

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

岡 2-1 (206-1-014-1)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市玉名

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

(5)

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

岡 2-2 (206-1-014-2)

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

玉名市玉名

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 岡 3 (206-1-015)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市玉名
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 元玉名 (206-1-016)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市玉名
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 大防 2 (206-1-025)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市玉名
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西田端-1 (206-1-038-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市伊倉北方
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 西田端-2 (206-1-038-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市伊倉北方
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 西田端-3 (206-1-038-3)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 玉名市伊倉北方
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 中北 (206-1-039)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市伊倉北方
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 唐人町-1 (206-1-040-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市伊倉北方
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 唐人町-2 (206-1-040-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市伊倉南方
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 唐人町-3 (206-1-040-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市伊倉南方
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 唐人町-4 (206-1-040-4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 玉名市伊倉南方
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
唐人町-5 (206-1-040-5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市伊倉南方
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
伊倉舟津町 (206-1-047)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市伊倉南方
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
伊倉北方 2 (206-2-002 (人))
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市伊倉北方
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
元玉名 (206-2-013)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市玉名
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中北 1 (206-2-061)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市伊倉北方
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中北 2 (206-2-062)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市伊倉北方
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中北 3 (206-2-063)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市伊倉北方
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
中北 4 (206-2-064)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
玉名市伊倉北方
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
伊倉舟津町 1 (206-2-065)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市伊倉南方
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
伊倉本村 1-1 (206-2-066-1)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
玉名市伊倉北方
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
伊倉本村 1-2 (206-2-066-2)

- イ 土砂災害警戒区域の所在地
玉名市伊倉北方
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
東田端-1 (206-2-067-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市伊倉北方
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
東田端-2 (206-2-067-2)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
玉名市伊倉北方
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
伊倉宮原町 (206-2-070)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市宮原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
片諏訪-1 (206-2-094-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市伊倉南方
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
片諏訪-2 (206-2-094-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市片諏訪
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 片諏訪一 3 (206-2-094-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市片諏訪
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 伊倉宮原町 (206-3-019)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市宮原
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 石塘一 1 (362-1-001-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市横島町横島
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 石塘二 2 (362-1-001-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市横島町横島
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 大園一 1 (362-1-002-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 玉名市横島町大園
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大園-2 (362-1-002-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市横島町大園
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大園-3 (362-1-002-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市横島町大園
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大園-4 (362-1-002-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市横島町大園
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大園-5 (362-1-002-5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市横島町大園
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大園-6 (362-1-002-6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市横島町大園
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
栗之尾-1 (362-1-003-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 玉名市横島町横島
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
- オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
栗之尾-2 (362-1-003-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 玉名市横島町横島
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
- オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
外平 (362-1-004)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 玉名市横島町横島
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
- オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
京泊-1 (362-1-005-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 玉名市横島町横島
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
- オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
京泊-2 (362-1-005-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 玉名市横島町横島
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
- オ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- オ 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
東京泊-1 (362-1-006-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 玉名市横島町横島
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
東京泊 2 (362-1-006-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市横島町横島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
京泊 1 (362-2001)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
玉名市横島町横島
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
京泊 2 (362-2002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名市横島町横島
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 玉東町
 - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小清水 1 (364-1-011-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡玉東町白木
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
小清水 2 (364-1-011-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡玉東町白木
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (3) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 - イ 小清水-3 (364-1-011-3)
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - エ 玉名郡玉東町白木
 - オ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - カ 次図のとおり
 - キ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - ク 急傾斜地の崩壊
 - コ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (4) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 - イ 座主1-1 (364-1-012-1)
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - エ 玉名郡玉東町上白木
 - オ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - カ 次図のとおり
 - キ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - ク 急傾斜地の崩壊
 - コ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (5) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 - イ 座主1-2 (364-1-012-2)
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - エ 玉名郡玉東町上白木
 - オ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - カ 次図のとおり
 - キ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - ク 急傾斜地の崩壊
 - コ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (6) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 - イ 座主1-3 (364-1-012-3)
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - エ 玉名郡玉東町上白木
 - オ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - カ 次図のとおり
 - キ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - ク 急傾斜地の崩壊
 - コ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (7) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 - イ 上白木 (364-2-009)
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 - エ 玉名郡玉東町上白木
 - オ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - カ 次図のとおり
 - キ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - ク 急傾斜地の崩壊
 - コ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
北の辺田一 1 (367-1-032-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町下坂下
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
北の辺田一 2 (367-1-032-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町下坂下
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大西 1-1 (367-1-033-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町下坂下
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大西 1-2 (367-1-033-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町下坂下
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大西 2-1 (367-1-034-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町下坂下
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大西 2-2 (367-1-034-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 玉名郡南関町下坂下
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
宮島 (3 6 7 - 1 - 0 3 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町下坂下
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
井手 (3 6 7 - 1 - 0 3 6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上坂下
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
次郎丸 (3 6 7 - 1 - 0 3 7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上坂下
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
浄光寺 (3 6 7 - 2 - 0 4 8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町下坂下
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
解才 (3 6 7 - 2 - 0 4 9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
玉名郡南関町上坂下
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 5 9 号

熊本県土地利用基本計画（昭和 5 0 年熊本県告示第 5 3 7 号）の一部を変更したので、国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）第 9 条第 1 4 項において準用する同条第 1 3 項の規定により次のとおり公表する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 熊本県土地利用基本計画図の変更地域別の概要

変更地域名	市町村名	変更部分の面積	変更を必要とする理由
嘉島農業地域	嘉島町	7 1 ヘクタールの縮小	土地区画整理事業による計画的な市街地整備の見通しが明らかになったことから総合的な農業の振興を図る必要がないため
美里農業地域	美里町	9 1 ヘクタールの拡大	中山間地に位置する農地を保全し、また、その周辺も一体的に農業地域として保全することにより、総合的な農業の振興を図る必要があるため
相良農業地域	相良村	7 7 ヘクタールの拡大	同上
南阿蘇森林地域	南阿蘇村	3 ヘクタールの縮小	現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため
天草森林地域	天草市	4 ヘクタールの縮小	同上
阿蘇森林地域	阿蘇市	5 ヘクタールの縮小	同上

2 変更に係る熊本県土地利用基本計画図の閲覧場所

熊本県企画振興部地域・文化振興局地域振興課（県庁行政棟本館 6 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

熊本県告示第 2 6 0 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 球磨村

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
多武除 - 1 （ 5 1 3 - 1 - 0 0 1 - 1 ）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
多武除 - 2 （ 5 1 3 - 1 - 0 0 1 - 2 ）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
多武除-3 (5 1 3-1-0 0 1-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
多武除-4 (5 1 3-1-0 0 1-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
多武除-5 (5 1 3-1-0 0 1-5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川島 (5 1 3-1-0 0 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大岩-1 (5 1 3-1-0 0 3-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大岩-2 (5 1 3-1-0 0 3-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
簞瀬 (5 1 3-1-0 0 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
神瀬-1 (5 1 3-1-0 0 5-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
神瀬-2 (5 1 3-1-0 0 5-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
上原-1 (木屋角) (5 1 3-1-0 0 6-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上原－2（神瀬二区－1）（513－1－006－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上原－3（神瀬二区－2）（513－1－006－3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
堤（A）－1（513－1－007－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
堤（A）－2（513－1－007－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松野（B）（513－1－008）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
日当-1 (513-1-009-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
日当-2 (513-1-009-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
日当-3 (513-1-009-3)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
日当-4 (513-1-009-4)
 - イ 土砂災害警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
 - ウ 土砂災害警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
日当-5 (513-1-009-5)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 - エ 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
日当-6 (513-1-009-6)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
日当-7 (513-1-009-7)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
日当-8 (513-1-009-8)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
日当-9 (513-1-009-9)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川内 (513-1-010)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
沢見 (513-1-012)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 大瀬 (5 1 3 - 1 - 0 1 3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡球磨村大瀬
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 大瀬 A (5 1 3 - 1 - 0 1 4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡球磨村大瀬
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 大瀬 B (5 1 3 - 1 - 0 1 5)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡球磨村大瀬
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 松本 - 1 (5 1 3 - 1 - 0 2 2 - 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡球磨村大瀬
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 松本 - 2 (5 1 3 - 1 - 0 2 2 - 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡球磨村大瀬
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 楮木 (5 1 3 - 2 - 0 0 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡球磨村神瀬
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 上葎 - 1 (5 1 3 - 2 - 0 0 2 - 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡球磨村神瀬
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 上葎 - 2 (5 1 3 - 2 - 0 0 2 - 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡球磨村神瀬
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 伊高瀬 (5 1 3 - 2 - 0 0 3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡球磨村神瀬
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 多武除 A - 1 (5 1 3 - 2 - 0 0 4 - 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 球磨郡球磨村神瀬
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 エ 次の図のとおり
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
多武除 A-2 (513-2-004-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川島 A (513-2-006)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
川島 B (513-2-007)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
神瀬 A-1 (513-2-008-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
神瀬 A-2 (513-2-008-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
神瀬 B (513-2-009)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 球磨郡球磨村神瀬
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
神瀬 C (5 1 3 - 2 - 0 1 0)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 球磨郡球磨村神瀬
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
松野 A - 1 (5 1 3 - 2 - 0 1 1 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 球磨郡球磨村神瀬
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
松野 A - 2 (5 1 3 - 2 - 0 1 1 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 球磨郡球磨村神瀬
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大岩 A - 1 (5 1 3 - 2 - 0 1 2 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 球磨郡球磨村神瀬
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大岩 A - 2 (5 1 3 - 2 - 0 1 2 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
- ウ 球磨郡球磨村神瀬
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
日当 A (5 1 3 - 2 - 0 1 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
永椎 2 (5 1 3 - 2 - 0 1 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
永椎 B - 1 (5 1 3 - 2 - 0 1 5 - 1)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
永椎 B - 2 (5 1 3 - 2 - 0 1 5 - 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
永椎 B - 3 (5 1 3 - 2 - 0 1 5 - 3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地

- (55) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 永椎 B-4 (513-2-015-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
- (56) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 薮 E (513-2-022)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
- (57) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 向淋 B-1 (513-2-029-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
- (58) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 向淋 B-2 (513-2-029-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
- (59) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 向淋 B-3 (513-2-029-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 球磨郡球磨村一勝地
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
- (60) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 沢見 A (513-1001)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村大瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
沢見 B (5 1 3 - 1 0 0 2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村大瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
沢見 C (5 1 3 - 1 0 0 3)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
球磨郡球磨村大瀬
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
沢見 D (5 1 3 - 1 0 0 4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村大瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
大瀬 C (5 1 3 - 1 0 0 5)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村大瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
椿木 A (5 1 3 - 1 0 0 6)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
楮木 B（513-1007）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
楮木 C（513-1008）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
伊高瀬 A（513-1009）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川島 D（513-1010）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川島 E（513-1011）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
球磨郡球磨村神瀬
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (71) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 薨 (513-1012)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 球磨郡球磨村神瀬
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び球磨地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 261 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 25 年 3 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
野沢内科医院	菊池郡大津町大字大津 1 4 8 3 - 1	平成 24 年 10 月 1 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
オーラルケアサポート さくら	天草市有明町大島子 3 0 4 4 - 1	平成 24 年 12 月 10 日
内山クリニック	人吉市九日町 6	平成 25 年 2 月 8 日
F・デンタルクリニック	菊池郡菊陽町光の森 7 - 7 - 8	平成 24 年 12 月 1 日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
高森わたなべ薬局	阿蘇郡高森町大字高森 2 0 2 2 - 1	平成 25 年 2 月 8 日

熊本県告示第 262 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 25 年 3 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
健康保険熊本総合病院	名 称		平成 25 年 1 月 1 日
	健康保険八代総合病院	健康保険熊本総合病院	
益城病院	開 設 者		平成 25 年 1 月 1 日
	医療法人ましき会	社会医療法人まし	

		き会	
--	--	----	--

(歯 科)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
いちかわ歯科クリニック	所 在 地		平成 2 0 年 4 月 1 日
	菊池郡菊陽町津久礼 3 1 7 9 - 6	菊池郡菊陽町新山一丁目 2 番 2 0 号	

(調 剤)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
オレンジ薬局	開 設 者		平成 2 4 年 1 2 月 3 日
	有限会社 メビウス	株式会社 メビウス	

熊本県告示第 2 6 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医 科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
吉田耳鼻咽喉科医院	宇土市浦田町 1 2 9	平成 2 5 年 1 月 3 1 日
内山クリニック	人吉市九日町 6	平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日
野沢内科医院	菊池郡大津町大字大津 1 4 8 3 - 1	平成 2 4 年 9 月 3 0 日

(歯 科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
オーラルケアサポート さくら	天草市志柿町 5 2 1 9 - 1	平成 2 4 年 1 2 月 9 日
F・デンタルクリニック	菊池郡菊陽町光の森 7 - 7 - 8	平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日

(調 剤)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
生活の杜薬局	菊池郡菊陽町辛川 4 9 6 - 8	平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日

熊本県告示第 2 6 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字岩城字大戸 3 0 2 9 番 5 地先から 葦北郡津奈木町大字岩城字仮泊 3 1 4 3 番 1 3 地先まで	270.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成25年3月22日

熊本県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	二見田浦線	葦北郡芦北町大字井牟田字椋野 232番地3地先から 葦北郡芦北町大字井牟田字水尻 426番地4地先まで	554.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成25年3月22日

熊本県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町字柳田 273番1地先から 天草市深海町字池田 686番6地先まで	144.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年3月22日

熊本県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市二浦町亀浦字浜ノ丸 4202番1地先から 同所 4262番3地先まで	232.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成25年3月22日

熊本県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	389号	天草市天草町下田字宮ノ本 1854番4地先から 天草市天草町下田字角橋 2120番地先まで	220.0	活力基盤交

2 供用を開始する期日 平成25年3月25日

熊本県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	上天草市大矢野町中字満越 4295番1地先から 同所 4534番3地先まで	36.0	やさ道交 1国

2 供用を開始する期日 平成25年3月25日

熊本県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	上天草市大矢野町登立字新地 4020番1地先から 上天草市大矢野町登立字鴻之巣 4005番3地先まで	315.0	広域連携 交安

2 供用を開始する期日 平成25年3月25日

熊本県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年3月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	上漆田東間 下線	人吉市蟹作町字矢櫃 3744番1地先から 同所 3718番55地先まで	166.0	一括道路

2 供用を開始する期日 平成25年3月25日

公 告

熊 本 県 公 告 第 1 4 7 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 25 年 3 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区近見八丁目 9 番 85 号
- 2 築造者の氏名 新産住拓株式会社
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字前田 370 番 1
- 4 道路の幅員 4.00メートルから 4.50メートルまで
- 5 道路の延長 57.60メートル
- 6 指定年月日 平成 25 年 3 月 7 日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第 32 号

熊 本 県 公 告 第 1 4 8 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。）第 65 条第 2 項の規定により、次のとおり宅地建物取引業の業務の停止を命じたので、同法第 70 条第 1 項の規定により、公告する。

平成 25 年 3 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 被処分者
 - 商号 有限会社吉村企画
 - 代表者氏名 吉村 一宏
 - 事務所所在地 熊本県熊本市中央区新市街 12 番 10 号
 - 免許証番号 熊本県知事（3）第 4238 号
 - 免許年月日 平成 24 年 1 月 22 日
- 2 処分年月日 平成 25 年 3 月 12 日
- 3 処分内容 業務の全部停止 30 日間
- 4 適用条項 宅地建物取引業法第 65 条第 2 項

熊 本 県 公 告 第 1 4 9 号

平成 25 年二級建築士試験の試験場所を次のように変更する。

平成 25 年 3 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更前	変更後
3 試験場所 (2) 設計製図の試験 熊本学園大学 熊本市中央区大江二丁目 5 番 1 号	3 試験場所 (2) 設計製図の試験 崇城大学 熊本市西区池田四丁目 22 番 1 号

熊 本 県 公 告 第 1 5 0 号

平成 25 年木造建築士試験の試験場所を次のように変更する。

平成 25 年 3 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更前	変更後
3 試験場所 (1) 学科の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目 1 番 1 号 (2) 設計製図の試験 熊本学園大学	3 試験場所 (1) 学科の試験 崇城大学 熊本市西区池田四丁目 22 番 1 号 (2) 設計製図の試験 崇城大学

熊本市中央区大江二丁目 5 番 1 号

熊本市西区池田四丁目 2 2 番 1 号

熊本県公告第 1 5 1 号

建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 6 条の 3 第 3 項で準用する同法第 1 0 条の 6 第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 変更する指定事務所登録機関の名称

変更前	変更後
社団法人熊本県建築士事務所協会	一般社団法人熊本県建築士事務所協会

2 変更しようとする年月日

平成 2 5 年 4 月 1 日

3 変更の理由

一般社団法人へ移行するため

熊本県公告第 1 5 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定により平成 2 4 年 1 0 月 2 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により天草市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス天草諏訪町店
天草市諏訪町 1 0 0 2 番 1 ほか

2 天草市の意見の概要

- (1) 敷地周辺の道路は、通学路として指定しているため、届出書の「設置者が行う交通対策等の予定」に記載されている項目を遵守し、児童生徒の安全確保が図られるよう努めるとともに、商品の搬入については、通学時間帯を極力避けた運用を行うこと。
- (2) 店舗建設においては、環境関連法令に則った届出を遅滞なく行い、周辺地域への環境負荷（騒音・振動・悪臭等）を最小限に抑えること。
- (3) 営業においては、騒音発生防止をはじめ悪臭の抑制、廃棄物の減量化及びリサイクルに努め、周辺地域への環境負荷の低減を推進すること。
- (4) 社員の環境教育を励行し、環境に対する意識の向上を図ること。
- (5) 取引業者等に対しては、搬入搬出時において、周辺住民の生活環境に影響を与えないよう指導の徹底を図ること。
- (6) 敷地内の緑化（樹木の植栽及びプランターの設置など）を行い、景観に配慮すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び天草地域振興局総務部総務振興課

平成 2 5 年 3 月 2 2 日から平成 2 5 年 4 月 2 2 日まで

熊本県公告第 1 5 3 号

熊本県卸売市場条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 6 7 号）第 2 0 条第 2 項の規定により次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第 3 7 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 卸売業者の名称及び所在地

株式会社天草青果卸売市場
天草市東浜町 1 - 1 2

2 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地

地方卸売市場株式会社天草青果卸売市場
天草市東浜町 1 - 1 2

熊本県公告第 1 5 4 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成 1 5 年熊本県条例第 7 0 号）第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり情報提供手数料の額を承認した

ので、熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則（平成 16 年熊本規則第 1 号）第 6 条の規定により公告する。
平成 25 年 3 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 情報提供手数料

情報提供手数料は、協定書を取り交わした署名検証者又は団体検証者ごとに徴収する。

 - (1) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 15 号。以下「公的個人認証法」という。）第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる者で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「行政手続 IT 利用法」という。）第 2 条第 2 号のハに掲げるものが署名検証者の場合の情報提供手数料は、無料。
 - (2) 公的個人認証法第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる者で、行政手続 IT 利用法第 2 条第 2 号のハに掲げるもの以外の行政機関等及び公的個人認証法第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる者が署名検証者の場合の情報手数料は、次のとおり。
 - ア CRL 提供方式及び OCSP 提供方式による失効情報の提供に係る手数料
 - (ア) 毎日全都道府県認証局の失効情報を取得する場合は、年間 3,500,000 円（以下「年額」という。）
 - (イ) 1 年のうち決まった日数のみ全都道府県認証局の失効情報を取得する場合は、「事務費用（年間 100,000 円）」及び「年額に、失効情報を取得した期間を 200 で除して得た数を乗じて得た額」の合計額
 - (ウ) (ア) 及び (イ) とともに特定の全都道府県認証局の失効情報のみを取得する場合は、「事務費用（年間 100,000 円）」及び「(ア) 及び (イ) により算出した額から事務費用を除いたそれぞれの額に、当該全都道府県認証局数を 47 で除して得た数を乗じて得た額」の合計額
 - ただし、得られた額の端数処理については、次のとおりとする。
 - (ア) の場合については、10,000 円未満を切り上げた額
 - (イ) の場合については、1,000 円未満を切り上げた額
 - イ 失効情報ファイルの提供に係る手数料は、1 日かつ 1 全都道府県当たり 700 円
 - 証者等（代表者）から一括徴収することができる。
 - (3) 公的個人認証法第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる者が署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2) と同額
 - (4) 公的個人認証法第 17 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者が署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2) と同額
 - (5) 公的個人認証法第 17 条第 1 項第 6 号に掲げる者が署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2) と同額
 - (6) 公的個人認証法第 17 条第 5 項第 1 号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2) と同額
 - (7) 公的個人認証法第 17 条第 5 項第 2 号に掲げる団体又は機関が団体署名検証者の場合の情報提供手数料は、(2) と同額
- 2 適用期間
平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

熊本県公告第 155 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成 15 年熊本県条例第 70 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり手数料の額を承認したので公告する。
平成 25 年 3 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

電子証明書発行手数料

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間の手数料
条例第 2 条第 1 項に規定する電子証明書の発行手数料 1 件当たり 500 円
ただし、次の場合においては、発行手数料を無料とする。

- 1 住民基本台帳法に定める「軽微な修正」に伴い、電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なることについて、住民から発行申請があった場合における再発行
- 2 担当者（市町村窓口及び財団法人自治体衛星通信機構）の操作誤り等による失効があった場合における再発行
- 3 住民基本台帳の記載事項に誤りがあったまま発行した後、当該誤りを修正したことにより第 12 条失効があった場合における再発行
- 4 越県合併の場合における再発行
- 5 電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なる場合における再発行
- 6 市町村職員が受付窓口端末を用いて全都道府県認証局と導通確認を行う場合において
 - (1) 当該職員が既に電子証明書の発行を受けているときの再発行
 - (2) 当該職員が電子証明書の発行を受けていないときの発行

- 7 何らかの理由により、誤発行が判明した場合における再発行
- 8 その他、利用者の責めに帰することができない事由による失効の場合における再発行
- 9 県知事の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行

熊本県公告第156号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により九州地方整備局菊池川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
河川定期縦横断測量	平成25年1月19日から 平成25年7月31日まで	和水町の一部 菊池川10k200から 24k000まで

熊本県公告第157号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基本重力測量）	平成24年9月1日から 平成25年2月28日まで	熊本市、八代市

熊本県公告第158号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により健康保険病院労働組合八代支部支部長から平成25年3月6日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 争議行為の目的
 - 次の要求内容の完全獲得
 - (1) 新機構へ移行の際、希望する臨時職員については、正規雇用とすること。
 - (2) 一方的労働協約破棄項目について、協定書どおり直ちに交渉を再開すること。
 - (3) 健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた再協定については、健康保険病院労働組合八代支部と健康保険熊本総合病院間でも再協定すること。
 - (4) 目標管理制度を撤回し、成果主義賃金への移行を行わないこと。
職種・年数ごとの賃金表を公開し、45歳以上の定期昇給を再開すること。
 - (5) 増員・賃金・労働条件の改善
 - (6) 臨時職員に関する要求
 - (7) 患者サービス向上に関する要求
 - (8) 施設・設備に関する要求
 - (9) その他の要求
- 2 争議行為の日時
平成25年3月21日午前0時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 争議行為を行う場所
健康保険熊本総合病院施設の全職場及び敷地
- 4 争議行為の概要
健康保険熊本総合病院施設の全体あるいは部分的に連続を含む全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

熊本県公告第159号

上益城郡甲佐町に事務所を置く糸田堰土地改良区理事長清住昇から平成25年3月6日付けで申請のあった定款の変更については、平成25年3月12日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第160号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央中地区（栢の原工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央中地区（栢の原工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から平成25年4月19日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央中地区（平首工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央中地区（平首工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から平成25年4月19日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央中地区（茂木根工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央中地区（茂木根工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から平成25年4月19日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区（春の上工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央南地区（春の上工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から平成25年4月19日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区（唐干田工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央南地区（唐干田工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から平成25年4月19日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区（平床工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央南地区（平床工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から平成25年4月19日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区（寺中工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央南地区（寺中工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から平成25年4月19日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区（大平工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央南地区（大平工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から平成25年4月19日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第168号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中

中央南地区（宮地浦工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央南地区（宮地浦工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から平成25年4月19日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央南地区（大多尾新田工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央南地区（大多尾新田工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から平成25年4月19日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中央中地区（道面工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央中地区（道面工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月25日から平成25年4月19日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第171号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 変更する指定確認検査機関の名称

変更前	変更後
財団法人熊本県建築住宅センター	一般財団法人熊本県建築住宅センター

- 2 変更しようとする年月日
平成25年4月1日
- 3 変更の理由
一般財団法人へ移行するため

熊本県公告第172号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 変更する指定構造計算適合性判定機関の名称

変更前	変更後
財団法人熊本県建築住宅センター	一般財団法人熊本県建築住宅センター

2 変更しようとする年月日

平成 2 5 年 4 月 1 日

3 変更の理由

一般財団法人へ移行するため

熊本県公告第 1 7 3 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 2 項の規定により菊池市他 4 町村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
菊池市	平成 2 3 年度から 平成 2 4 年度まで	野間口の全部	地籍図 及び地籍簿	平成 2 5 年 3 月 1 4 日
	平成 2 3 年度から 平成 2 4 年度まで	下河原の一部		
	平成 2 3 年度から 平成 2 4 年度まで	原の一部		
阿蘇郡 高森町	平成 2 2 年度から 平成 2 3 年度まで	大字中の一部		
阿蘇郡 西原村	平成 2 3 年度から 平成 2 4 年度まで	大字河原の一部		
上益城郡 山都町	平成 2 3 年度から 平成 2 4 年度まで	橘の全部		
球磨郡 五木村	平成 2 2 年度から 平成 2 4 年度まで	乙の一部		

熊本県公告第 1 7 4 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 5 条第 1 項の規定により球磨川地域森林計画をたてたので、同法第 6 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 公表する書類 球磨川地域森林計画書

2 公表の開始時期 平成 2 5 年 3 月 2 2 日から

3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県八代地域振興局農林水産部林務課、熊本県芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県球磨地域振興局農林部林務課

熊本県公告第 1 7 5 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 5 条第 5 項の規定により白川・菊池川地域森林計画を変更したので、同法第 6 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 公表する書類 平成 2 4 年度白川・菊池川地域森林計画変更計画書

2 公表の開始時期 平成 2 5 年 3 月 2 2 日から

3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県玉名地域振興局農林水産部林務課、熊本県鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県菊池地域振興局農林部林務課及び熊本県阿蘇地域振興局農林部林務課

熊本県公告第 1 7 6 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 5 条第 5 項の規定により緑川地域森林計画を変更したので、同法第 6 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 平成 2 4 年度緑川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成 2 5 年 3 月 2 2 日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県宇城地域振興局農林部林務課
及び熊本県上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第 1 7 7 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 5 条第 5 項の規定により天草地域森林計画を変更したので、同法第 6 条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 平成 2 4 年度天草地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成 2 5 年 3 月 2 2 日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県天草地域振興局農林水産部林務課

熊本県公告第 1 7 8 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定により平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により菊陽町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモスにじの森店
菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北二丁目 4 1 0 3 番 1 ほか
- 2 菊陽町の意見の概要
 - (1) 地域の祭り等の行事を行う自治会等の団体に対して協力を行っていただきたい。
 - (2) 従業員の採用に当たっては、菊陽町から雇用するよう、できるだけ配慮していただきたい。
 - (3) 防犯や青少年の非行防止対策に力を入れるとともに、駐車場等における適正な照明の設置や警備員の巡回等に配慮していただきたい。
 - (4) 災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用及び店舗で扱う物資の緊急時における提供を行うための協定等について菊陽町と協議していただきたい。
 - (5) 誰もが利用しやすい店舗となるようにユニバーサルデザインに配慮した店舗づくりに努めていただきたい。
 - (6) マイバッグ運動やトレイ削減などを推進し、ゴミ減量等の対策に取り組んでいただきたい。
 - (7) ネオン等の光については、周辺住民の受忍の範囲内での営業をお願いしたい。
 - (8) 周辺地域への騒音防止対策として、来店者等に対して表示板等によりアイドリングやクラクション使用の自粛を促すとともに、BGMや営業宣伝が周辺住民等にとって受忍限度を超える騒音にならないように配慮していただきたい。
 - (9) 駐車場利用時間の制限や誘導員・監視員による場内走行の安全かつ円滑化、見回りの実施等運営面での配慮をお願いしたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び菊池地域振興局総務部総務振興課
平成 2 5 年 3 月 2 2 日から平成 2 5 年 4 月 2 2 日まで

熊本県公告第 1 7 9 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）宇土市水町商業施設
宇土市水町字水町 3 8 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社九州リースサービス 代表取締役 藤丸修	福岡市博多区博多駅前四丁目 3 番 1 8 号

3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役社長 坂下陽一	茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 柴田英二	福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
ナチュラル株式会社 代表取締役社長 森信	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
他未定	

4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年10月31日（希望予定日）

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
12,881平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

No.1	建物敷地内	754台	
No.2	敷地東側隔地	41台	
No.3	敷地南東側隔地	75台	合計870台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

No.1	敷地西側	216台	
No.2	敷地東側	64台	合計280台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

No.1	A棟南東側	31.5平方メートル	
No.2	B棟北側	31.5平方メートル	
No.3	I棟北東側	31.5平方メートル	
No.4	I棟北西側	65平方メートル	
No.5	I棟南東側	31.5平方メートル	
No.6	J棟北側	65平方メートル	
No.7	C棟東側	31.5平方メートル	
No.8	L棟北西側	18平方メートル	
No.9	G棟北東側	18平方メートル	合計323.5平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.1	A棟南東側	26.71立方メートル	
No.2	B棟北西側	10.28立方メートル	
No.3	I棟北側	31.91立方メートル	
No.4	J棟北側	10.28立方メートル	
No.5	C棟東側	10.28立方メートル	
No.6	L棟北側	2.9立方メートル	
No.7	G棟北西側	0.61立方メートル	合計92.97立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社九州ケーズデンキ	午前9時	午後11時
マックスバリュ九州株式会社	24時間営業	
未定テナント（I棟入店）		
ナチュラル株式会社	24時間営業	
未定テナント（B棟・C棟・G棟・L棟入店）		
	午前9時	午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.1	4箇所	建物敷地東側、南側2箇所及び西側
駐車場No.2	1箇所	建物敷地東側隔地
駐車場No.3	1箇所	建物敷地南東側隔地
		合計6箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

No.1・No.2・No.6～9	午前6時から午後10時まで
No.3・No.4	24時間
No.5	午後10時から午前6時まで

8 届出年月日

平成25年3月6日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び宇城地域振興局総務部総務振興

課

平成25年3月22日から平成25年7月22日まで

登載依頼

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月22日

熊本県人事委員会委員長 北川 正

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程
熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第18号中「された額」の次に「（円未満四捨五入）」を加える。
第17条第1項第3号中「給料の額」を「給料月額」に、「 $\{（給料月額 \times 12） \div （1週間当たりの勤務時間 \times 52）（円未満四捨五入）\} \times 減額時間数$ 」を「減額すべき金額の総額（次号ア、第7号ア、第8号ア、第11号、第12号ア及び第20号アの規定により減額された額の合計額）」に、「減額すべき金額（次号イ、第5号から第7号まで、第8号イ、第12号イ及び第17号から第19号まで及び第20号イの規定）」に、「又は給料」を「又は給料月額」に、「給与の額」を「給料月額」に改め、同項第4号ア中「 $\{（給料の月額 \times 12） \div （1週間当たりの勤務時間 \times 52）（円未満四捨五入）\} \times 減額時間数$ 」を「 $\{（給料の調整額の月額 \times 12） \div （1週間当たりの勤務時間 \times 52 - 1日当たりの勤務時間 \times 18）（円未満四捨五入）\} \times 減額時間数$ 」に改め、同項第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 「初任給調整手当」「扶養手当」の各欄

給与基本台帳から転記する。

初任給調整手当が減額される場合には、当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき初任給調整手当の額から次のア、イの場合ごとに区分して計算されたそれぞれの額の合計額を減じて得た額を「初任給調整手当」の欄に記入する。

ア 欠勤、介護休暇又は部分休業により減額される場合

$\{（初任給調整手当の月額 \times 12） \div （1週間当たりの勤務時間 \times 52 - 1日当たりの勤務時間 \times 18）（円未満四捨五入）\} \times 減額時間数$

イ 修学部分休業又は高齢者部分休業により減額される場合

$\{（初任給調整手当の月額 \times 12） \div （1週間当たりの勤務時間 \times 52）（円未満四捨五入）\} \times 減額時間数$

ただし、第3号ただし書に規定する場合には、次の式により計算された金額を記入する。

（当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき初任給調整手当の額） $-$ （その欠勤、介護休暇、部分休業、修学部分休業又は高齢者部分休業のあった給与期間に対する初任給調整手当の額） $=$ 「初任給調整手当」の欄の金額

(8) 「地域手当」の欄

給与基本台帳に記入された支給割合を給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に乗じて得た額を記入する。

減額される場合には、当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき地域手当の額から次のア、イの場合ごとに区分して計算されたそれぞれの額の合計額を減じて得た額を記入する。

ア 欠勤、介護休暇又は部分休業により減額される場合

$\{（給料月額及び給料の調整額の合計額に対する地域手当の月額 \times 12） \div （1週間当たりの勤務時間 \times 52 - 1日当たりの勤務時間 \times 18）（円未満四捨五入）\} \times 減額時間数$

イ 修学部分休業又は高齢者部分休業により減額される場合

$\{（給料月額、給料の調整額及び教職調整額の合計額に対する地域手当の月額 \times 12） \div （1週間当たりの勤務時間 \times 52）（円未満四捨五入）\} \times 減額時間数$

ただし、第3号ただし書に規定する場合には、次の式により計算された金額を記入する。

（当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき地域手当の額） $-$ （その欠勤、介護休暇、部分休業、修学部分休業又は高齢者部分休業のあった給与期間に対する地域手当（給料月額及び給料の調整額の合計額（修学部分休業及び高齢者部分休業にあっては教職調整額を含む。）に対するものに限る。）の額） $=$ 「地域手当」の欄の金額

第17条第1項第11号から第13号までを次のように改める。

(11) 「特地・へき地手当」「準特・準ずる手当」の各欄

特地手当規則又はへき地手当条例の規定による手当の月額を記入する。

特地勤務手当若しくはへき地手当又は特地勤務手当に準ずる手当若しくはへき地手当に準ずる手当（以下この号において「特地手当等」という。）が減額される場合に

は、次の式により計算された金額を「特地・へき地手当」又は「準特・準ずる手当」の欄に記入する。

(当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき特地手当等の額) - { (給料月額及び給料の調整額の合計額に対する特地手当等の月額 × 1.2) ÷ (1 週間当たりの勤務時間 × 5.2 - 1 日当たりの勤務時間 × 1.8) (円未満四捨五入) } × 減額時間数 = 「特地・へき地手当」又は「準特・準ずる手当」の欄の金額

ただし、第 3 号ただし書に規定する場合に該当する場合には、次の式により計算された金額を記入する。

(当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき特地手当等の額) - (その欠勤、介護休暇又は部分休業のあった給与期間に対する特地手当等 (給料月額及び給料の調整額の合計額に対するものに限る。) の額) = 「特地・へき地手当」又は「準特・準ずる手当」の欄の金額

(12) 「月額特殊勤務手当」「日額特殊勤務手当」の各欄

「月額特殊勤務手当」の欄は給与基本台帳に基づき、「日額特殊勤務手当」の欄は勤務実績報告書に基づき支給すべき特殊勤務手当の額を記入する。

月額特殊勤務手当が減額される場合には、当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき月額特殊勤務手当の額から次のア、イの場合ごとに区分して計算されたそれぞれの額の合計額を減じて得た額を「月額特殊勤務手当」の欄に記入する。

ア 欠勤、介護休暇又は部分休業により減額される場合

{ (月額特殊勤務手当の月額 × 1.2) ÷ (1 週間当たりの勤務時間 × 5.2 - 1 日当たりの勤務時間 × 1.8) (円未満四捨五入) } × 減額時間数

イ 修学部分休業又は高齢者部分休業により減額される場合

{ (月額特殊勤務手当の月額 × 1.2) ÷ (1 週間当たりの勤務時間 × 5.2) (円未満四捨五入) } × 減額時間数

ただし、第 3 号ただし書に規定する場合に該当する場合には、次の式により計算された金額を記入する。

(当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき月額特殊勤務手当の額) - (その欠勤、介護休暇、部分休業、修学部分休業又は高齢者部分休業のあった給与期間に対する月額特殊勤務手当の額) = 「月額特殊勤務手当」の欄の金額

(13) 「時間外勤務手当」の欄

勤務実績報告書に基づき次の式により計算された金額を記入する。

{ 勤務 1 時間当たりの給与額 (一般職員給与条例第 16 条、県立学校給与条例第 20 条又は市町村立学校給与条例第 19 条の規定により算出された額をいう。以下この号から第 15 号までにおいて同じ。) × $\left[\frac{1.25}{1.00} \right]$ (円未満四捨五入) } × 勤務実績

報告書の時間外勤務の $\left[\frac{1.25}{1.00} \right]$ の時間数欄の時間数 + { 勤務 1 時間当たりの給与額

× $\left[\frac{1.50}{1.00} \right]$ (円未満四捨五入) } × 勤務実績報告書の時間外勤務の $\left[\frac{1.50}{1.00} \right]$ の時

間数欄の時間数 + { 勤務 1 時間当たりの給与額 × $\left[\frac{1.35}{1.00} \right]$ (円未満四捨五入) } ×

勤務実績報告書の時間外勤務の $\left[\frac{1.35}{1.00} \right]$ の時間数欄の時間数 + { 勤務 1 時間当たり

の給与額 × $\left[\frac{1.60}{1.00} \right]$ (円未満四捨五入) } × 勤務実績報告書の時間外勤務の $\left[\frac{1.60}{1.00} \right]$

の時間数欄の時間数 + { 勤務 1 時間当たりの給与額 × $\left[\frac{2.5}{1.00} \right]$ (円未満四捨五

入) } × 勤務実績報告書の時間外勤務の $\left[\frac{2.5}{1.00} \right]$ の時間数欄の時間数 + { 勤務 1 時

間当たりの給与額 × $\left[\frac{1.00}{1.00} \right]$ (円未満四捨五入) } × 勤務実績報告書の時間外勤務

の $\left[\frac{1.00}{1.00} \right]$ の時間数欄の時間数 + { 勤務 1 時間当たりの給与額 × $\left[\frac{1.50}{1.00} \right]$ (円未

満四捨五入) } × 勤務実績報告書の 60 時間超時間外勤務の $\left[\frac{1.50}{1.00} \right]$ の時間数欄の

$$\text{時間数} + \left\{ \text{勤務 1 時間当たりの給与額} \times \left[\frac{175}{100} \right] \right\} \times \text{勤務実績}$$

$$\text{報告書の 60 時間超時間外勤務の} \left[\frac{175}{100} \right] \text{の時間数欄の時間数} + \left\{ \text{勤務 1 時間当}$$

$$\text{りの給与額} \times \left[\frac{50}{100} \right] \right\} \times \text{勤務実績報告書の 60 時間超時間外}$$

$$\text{勤務の} \left[\frac{50}{100} \right] \text{の時間数欄の時間数} - \text{勤務 1 時間当たりの給与額} \times \left[\frac{25}{100} \right] \times \text{勤}$$

$$\text{務実績報告書の時間外勤務代休時間欄の 25\% 割増分から指定した代休時間欄の時間}$$

$$\text{数} \times \left[\frac{100}{25} \right] - \text{勤務 1 時間当たりの給与額} \times \left[\frac{15}{100} \right] \times \text{勤務実績報告書の時間外}$$

$$\text{勤務代休時間欄の 15\% 割増分から指定した代休時間欄の時間数} \times \left[\frac{100}{15} \right] - \text{勤務}$$

$$\text{1 時間当たりの給与額} \times \left[\frac{50}{100} \right] \times \text{勤務実績報告書の時間外勤務代休時間欄の 50}$$

$$\text{\% 割増分から指定した代休時間欄の時間数} \times \left[\frac{100}{50} \right] = \text{「時間外勤務手当」の欄の}$$

金額 (円未満切捨て)

第 17 条第 1 項第 14 号及び第 15 号中「(給料の月額×12)÷(1 週間当たりの勤務時間×52)」を「勤務 1 時間当たりの給与額」に改め、同項第 20 号を次のように改める。

(20) 「農林漁普手当」の欄

給与基本台帳に記入された支給割合を給料の月額に乗じて得た額を記入する。減額される場合には、当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき農林漁業普及指導手当の額から次のア、イの場合ごとに区分して計算されたそれぞれの額の合計額を減じて得た額を記入する。

ア 欠勤、介護休暇又は部分休業により減額される場合

{ (農林漁業普及指導手当の月額×12) ÷ (1 週間当たりの勤務時間×52 - 1 日当たりの勤務時間×18) } (円未満四捨五入) × 減額時間数

イ 修学部分休業又は高齢者部分休業により減額される場合

{ (農林漁業普及指導手当の月額×12) ÷ (1 週間当たりの勤務時間×52) } (円未満四捨五入) × 減額時間数

ただし、第 3 号ただし書に規定する場合に該当する場合には、次の式により計算された金額を記入する。

(当該給与期間における給料の支給定日において支給されるべき農林漁業普及指導手当の額) - (その欠勤、介護休暇、部分休業、修学部分休業又は高齢者部分休業のあった給与期間に対する農林漁業普及指導手当の額) = 「農林漁普手当」の欄の金額

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。